

No.6 多発しているはしご等 - 墜落・転落の死亡災害事例（2018年）

2018年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
12	10 ～ 11	被災者は、2階建て事務所の煙突掃除を同僚1名及び施設通所者1名と行っていた。事務所外の平屋部分に掛けてあった移動はしごを昇っていたところ、はしごが転位し、はしごから1.7メートル下の地上のコンクリートに墜落した。救急車で病院に搬送され入院したが、同病院で死亡した。	130201	371	1	1～ 9
12	14 ～ 15	被災者と作業員Aの2名はエアコンの取付工事を請け負い、発注者所有の脚立や三脚を使用し、地上から高さ約3.0メートルの位置に室外機の設置等を行っていたものであるが、3台中2台のエアコンの設置が終わり、作業員Aが別の現場に向かい、被災者が単独で作業を進めていた時、被災者が建屋の前でうずくまっている姿を近隣住民が発見したものである。	30203	371	1	10 ～ 29
12	14 ～ 15	工場の壁に「火気厳禁」の看板を取り付け作業中にはしごから墜落したもの。（推定）物音で気がついた他の作業員が、床面に横たわっていた被災者を発見し、救急搬送されたが、入院先の病院で死亡した。	11102	371	1	50 ～ 99
11	6 ～ 7	成形機の金型取替え作業中に、手すり付脚立（高さ約80cm）から墜落し、踏面の下から2段目に足が引っ掛かった状態で発見されたもの。	11402	371	1	30 ～ 49
	21	空調機の新設工事において、給電ケーブルの敷設工事を作業員5名で行っていた。1名の作業員が脚立（高さ2.64m）に上がって				

11 ~ 22	<p>天板にまたがる姿勢で、給電ケーブルを仮固定をしていた番線を解く（ペンチで切断）作業をしていたところ、解かれた同ケーブルが落下し、これを同作業員が受け止める形となり、はずみで脚立上から墜落したもの。（墜落時の足の位置は高さ2.02m）</p>	30301	371	1	1~ 9
11 ~ 11	<p>出張による定期清掃を実施する施設において、被災者は、脚立の天板から2段目（197センチメートル）の位置で、電球、電球傘及びはりの雑巾がけを行っていたところ、バランスをくずして墜落し頭部及び肩をコンクリートの床に強打し、右頸部骨折、右肩甲骨骨折等の重傷を負った。後日搬送先の病院で死亡した。</p>	150101	371	1	10 ~ 29
10 ~ 11	<p>高さ4.5mの天井の照明器具取替工事において、高さ2.6mの脚立を用い作業を行っていた。被災者が脚立から降りようとしたところ、下から7段目の高さ2.1mの箇所です足を踏み外し墜落、頭部を負傷した。ヘルメットは着用していたが、墜落時に壁と接触した際に外れたもの。安全帯は着用していたが、使用していなかった。入院後、死亡したもの。</p>	30302	371	1	1~ 9
10 ~ 9	<p>西側入口の高さ3.6メートルのキャノピーに設置されている蛍光灯の交換作業中、被災者は、キャノピー南側右端から開始するため、ヘルメットを装着し、補助者の支持のもと高さ2.3メートルの脚立に上った。被災者は、カバーである金属製の格子のねじをとりはずして地面に下ろそうとしたが、18キログラムの重量を持ちきれなかった。そして、同格子が地面に落ちる反動で、被災者も頭から墜落し、死亡した。</p>	170209	371	1	10 ~ 29
10 ~ 11	<p>R C 3階建学校改築工事現場において、被災者は3階壁型枠締付金具の取り付け作業を作業台（いわゆる立馬。天板高さ1.35m、長さ約1.6m、幅0.5m。）の上で行っていたが、作業台の脚が3階床面にある排水溝（幅20cm、深さ15cm。）に落ち、その反動で背中から床に落ちた（現認者なし）。被災者は脊椎損傷を負い、病院で入院治療中であったが、肺炎から低酸素脳症とな</p>	30201	371	1	1~ 9

		り、死亡した。				
9	8 ~ 9	被災者は、建造中の船のタンク内で、休憩と次の作業の段取り替えを行うため、甲板につながる垂直はしごを上っている途中、誤って垂直はしごの安全ガード（背かご）のすき間（幅40センチメートル）から約18メートル下のタンクの床面に墜落したものの。	11501	371	1	1~ 9
9	10 ~ 11	三脚脚立を使用して地上約1.5メートルの高さから庇の内部の雨水排水路のごみ取り作業中、脚立が倒れ、高さ3.26メートルの庇にぶら下がった状態になり、その後、落下した際、頭部を打ち、後日死亡したものの。	140309	371	1	1~ 9
8	14 ~ 15	被災者は、資材置場の整理を単独で行っていた。脚立に上り、棚の上に工事用看板を載せ、後ろ向きに脚立から降りようとしたところバランスを崩し、高さ1.1m（踏み栈の上から2段目）の箇所から仰向けに転落したものの。保護帽の着用有り。当初は肋骨の骨折のみと診断され、自宅療養を続けていたが、容態が急変し、転送先の病院で死亡したものの。（直接死因：急性硬膜下血腫）	30199	371	1	30 ~ 49
7	10 ~ 11	同会社の工場内において、被災者が積載荷重3,800kgの貨物自動車で搬入された荷を、貨物自動車から荷下ろしする作業を行っていた際に、鉄板敷きの床面上からはしごを荷に立て掛け、当該はしご上で荷に玉掛け用のワイヤーロープを掛ける作業を行っていたところ、はしごの脚部が滑り、被災者はバランスを崩して高さ約1.6mから床面に墜落し、頭蓋骨を骨折し、後日死亡したものの。	150103	371	1	1~ 9
7	10 ~ 11	事業場に通じる市道において、道路脇に生えていた樹木の枝が、高さ約4メートルの位置で道路上に突き出ていたため、高さ約3.4メートルの三脚脚立に乗り、手持ち折りたたみ式のこぎりで枝を切っていたところ、三脚脚立から墜落し、頭部を強打して死亡した。被災者は保護帽未着用、安全帯不使用であった。	11403	371	1	100 ~ 299
		木造2階建ての屋根修繕工事において、被災者を含めた3人の作業員が屋根上で作業を行っていた。休憩時間が近づいたため、被災者				

6	14 ～ 15	は他の2人より先に屋根から降りたが、その約5分後に物音がしたため確認したところ、足場の昇降用に立てかけてある梯子の下で倒れている被災者を発見した。被災者は搬送先の病院で脳挫傷により死亡したもの。ヘルメットは着用していなかった。	30202	371	1	1～ 9
6	8 ～ 9	窓の清掃作業中に梯子から転落したもの（推定）。墜落制止用具、保護帽は着用していたとのこと。	30209	371	1	1～ 9
6	2 ～ 3	所在する大学守衛室において、夜間の警備業務に従事する被災者は毎朝警備状況についての定時報告を行うことになっているにもかかわらず、当該報告がなされず、また、電話にも応答しなかったため、被災者所属事業場の労働者が当該守衛室に赴いたところ、血を流して倒れている被災者が発見されたもの。死因は「急性硬膜下血腫」。	170201	371	1	50 ～ 99
6	10 ～ 11	体育館南壁面の一部を覆っていた枯れたツタをはがすために、壁に全長4.15mのはしごを立て掛け、ツタを切る作業をしていたところ、はしごから約3m下の地上に墜落したもの。	120109	371	1	50 ～ 99
6	8 ～ 9	4tトラックのウイング式荷台の屋根上の補修作業を終えた後、脚立を伸ばしてトラックの荷台に立て掛けたはしごへと荷台の屋根上から移動して降りる際に、はしごが倒れたため地上に墜落して背中および頭部を強打し、後日死亡したもの。	80202	371	1	1～ 9
5	14 ～ 15	被災者は、床から天板までの高さ2メートル83センチメートルの脚立に乗り、電気配線を通すための穴（梁スリーブ）にゴムシートで養生し、電線を通す作業を行い、当該作業を終えた後、脚立から墜落したもの。なお、被災者は、床から高さ2メートル25センチメートルの高さでこの作業を行っていたものである。	30201	371	1	1～ 9
5	14 ～	顧客からの注文に応じて、事業場内に保管されている衣料品を脚立にのって取り出す作業をしていた被災者がうめき声をあげて床に倒	80209	371	1	10 ～

	15	れているのを発見し、病院へ緊急搬送し、治療を受けていたが14日後に死亡した。				29
4	8 ～ 9	被災者が10段の三脚脚立を使用（作業高さ不明）し、松の芽摘作業中、バランスを崩して墜落し、頸髄損傷で療養していたが、入院中の病院で、脳幹梗塞により病死したものの。なお、墜落時の目撃者なし。	60101	371	1	1～ 9
4	14 ～ 15	ホテルへ出張し、塗装作業を単独で行っていた被災者が、床面に倒れているところを発見されたもの。被災者は、はしご状に開いた脚立の上で屋根の塗装作業を行っていたところ、バランスを崩して脚立と共に転落したものと推定される。保護帽、安全帯の着用はなかった。	140101	371	1	10 ～ 29
4	10 ～ 11	被災者は、アパートの解体現場において、約3メートルの高さにある鉄骨から飛び出た梁をバーナーで溶断するため、壁に梯子を立て掛けて登り作業していたところ、梯子から墜落したと推定される。その後、同日死亡が確認された。被災時、被災者はヘルメットは着用していたが、安全帯は未着用だった。災害発生前には同僚が梯子を押さえていたが、溶断終了間際に同僚は梯子から離れており、災害は目撃していなかった。	30202	371	1	1～ 9
3	12 ～ 13	2階建住宅外壁改修工事現場において、被災者が脚立（天板高さ116cm）を使用し玄関ポーチ下部の養生作業を行っていたところ、ドスンという音が聞こえ駆けつけた同僚が脚立と一緒に倒れている被災者を見つけたもの。	30209	371	1	1～ 9
2	12 ～ 13	ゴルフ練習場の設備の保守・点検作業中、脚立でネットの補修作業中に墜落し、死亡したものの。	170209	371	1	10 ～ 29
1	10 ～	木造平屋建て家屋の建築工事において、高さ4.2mの位置にあるウッドデッキの床面に枠組足場を1層組立て、その上に脚立を乗せ、当該脚立に乗って壁の防水シート貼り作業を行っていたところ	30202	371	1	1～ 9

	11	約7 mの位置より墜落した。				
1	12 ～ 13	トラックの傍の地面に倒れていた被災者を発見し、病院へ搬送後に治療が行われていたが、死亡したもの。被災者が倒れた状況を目撃した者はいない。発見時の状況は、被災者が使用するトラック（箱型車両）の荷台後部にはしごが掛けられており、荷台の屋根上（高さ2.75 m）にはスコップが置かれ、雪が一部下ろされた状態であった。なお、トラックの荷台の屋根上には足跡は一つもなかった。保護帽の着用はなかった。	10109	371	1	10 ～ 29
1	16 ～ 17	脚立を使用してカーテンの取付作業中、約2メートルの高さから墜落し、意識を失ったが、周りの声かけにより意識を取戻した。腰部に痛みを訴えたため病院に搬送され入院していたが、病院内で死亡したもの。	150101	371	1	300 ～ 499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_07.html